

## 佐賀県人工透析患者通院支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、人工透析患者の地域生活を支援するため、別に定める佐賀県人工透析患者通院支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、人工透析医療機関又は福祉有償運送事業者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (補助対象者等)

第2条 補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員と知りながらこれらを利用している者
- 2 前項の補助対象者は、(2) から (7) に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団員又は個人であってはならない。

### (交付の対象経費、基準額、補助率等)

第3条 この補助金の交付の対象経費、補助事業区分、基準額及びこれに対する補助率は、別表1及び別表2のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補

助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

- 4 補助金の交付の申請をする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）規則及びこの要綱の規定に従うこと。
  - （2）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助事業の区分間の20%以内の金額の変更については、この限りでない。
  - （3）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
  - （4）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
  - （5）補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の車両については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
  - （6）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
  - （7）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
  - （8）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- 2 前項第2号規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第6条 補助対象者は、補助事業の遂行及び支出状況等について、知事の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 補助対象者は、補助事業が完了したときは、その日から1か月を経過する日、または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに前項の実績報告書1部を知事に提出しなければならない。

3 補助対象者は、補助事業完了後、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに報告しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、概算払で交付することができるものとする。

2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、概算払での交付を受ける場合は様式第4号とし、額の確定後の精算払で受ける場合は様式第5号のとおりとする。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、または交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

(2) 交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) 第7条第2項の報告があったとき。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の返還を命じられた時は規則の定めるところにより返還しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

別表1（第3条関係）

補助事業区分	補助対象者	対象経費	基準額	補助率
(1) 人工透析医療機関における通院送迎サービス促進事業	外来の人工透析患者を受け入れる医療機関	ア 車両整備費 ・車両購入費 （通院送迎サービスの新設又は拡充に伴う費用。） ・車両改造費 （通院送迎サービスの新設又は拡充に伴う費用。ただし、当該補助金の交付を受け購入した車両の改造費については購入と同年度のみ対象とする。）	対象経費総額	1 / 3 以内 （ただし、年間500,000円を上限とする。）
		イ 運転手の人件費 （通院送迎サービスの新設又は拡充に伴う人件費。ただし人工透析患者が乗車する回の送迎時間に係る人件費に限る）	基準時給 （1,000円）× 送迎時間  ○ 1か月の合計送迎時間は1時間単位（1時間未満は切捨て）	1 / 4 以内
		ウ 送迎に使用する車両の燃料費 （ただし人工透析患者が乗車する回の送迎距離に係る燃料費に限る）	基準距離単価 （20円/キロメートル）×送迎に係る走行距離（キロメートル）  ○ 1か月の合計走行距離は1キロメートル単位（1キロメートル未満は切捨て）	1 / 4 以内

※令和6年度は5月24日から3月31日までに発生した対象経費を補助対象とする。

別表2（第3条関係）

補助事業区分	補助対象者	対象経費	補助額
(2) 福祉有償運送サービス 利用支援事業	人工透析患者の通院のために福祉有償運送を行い、当該患者に対して利用料金の4分の1以上の額を割引した事業者	利用料金から割引した額 (ただし、自宅から医療機関の往復に係る額に限る。)	利用料金から割引した額に事務手数料を加算した額。 事務手数料は、利用料金の5/100の額とする。 (ただし、利用料金から割引した額は、利用料金に1/4を乗じた額とし、10円未満の端数が生じた場合はこれを切り上げた額を上限とする。 また、事務手数料を算出するときに1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)

※令和6年度は5月24日から3月31日までに発生した対象経費を補助対象とする。